以下、コンサルテーション会合における主張と重複するところもございますが、改訂案に関する4点について、また、改訂案の英語版について、意見を述べさせていただきます。よろしくご査収ください。

1.JBICが環境社会配慮確認のため参照した翻訳版の公開について

翻訳版の公開は、JBIC がどのような情報や文書に基づき審査をし、当該事業の支援の判断を下したのか、その根拠について明らかにし透明性を高めるため、また、審査に対する外部からの情報提供を得るため、重要な規定の一つであると考えます。

今回のガイドライン改訂に関する議論の結果、「5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開」において、「環境アセスメント報告書等以外に本行が環境社会配慮確認のため借入人等から入手した文書のうち、プロジェクトの実施国で一般に公開されている文書についても、その入手状況を本行ウェブサイト上に掲載し、当該文書を本行ウェブサイト上で速やかに公開する。」という改訂案が示され、また、「環境アセスメント報告書等を含むこれらの文書の翻訳版も、借入人等から入手した場合は、この文書に該当」することが、ガイドライン FAQ(案)(9月8日時点)で示されました。

しかし、翻訳版は、通常プロジェクトの実施国での読者を想定していないため、現地において積極的に公開されているケースは稀であると考えます。従って、翻訳版の公開に関して「現地公開」を前提とすることによって、翻訳版の JBIC による公開を確保することは現実的ではありません。

以上の観点から、翻訳版の公開については、現地で「一般に公開されている」場合ではなく、「JBIC が環境レビューにおいて参照した場合」とするなど、別途改訂が必要だと考えます。

なお、第 14 回コンサルテーション会合 (2008 年 9 月 8 日) での議論を踏まえ、「実施主体側の同意を得て公開する」プロセスは必要であると理解します。議論の中では、「同意を得るプロセスに時間がかかり、事業の迅速化を妨げる」という懸念が挙げられましたが、そもそも JBIC の環境レビューの根拠となる文書について JBIC としての説明責任を果たす意義、また、翻訳版と正本版に齟齬があった場合に外部からの情報提供を得られるという機会の重要性を鑑みれば、たとえ同意を得るプロセスに労力、時間がかかるとしても、翻訳版の公開は軽視されるべきではありません。むしろ、JBIC が参照する翻訳版と正本版に齟齬がある状態で、環境レビューが実施され、その齟齬が重大な環境社会影響に係る内容であった場合、JBIC は当該事業の支援の判断においてリスクを背負うことになります。情報公開をすることによって、翻訳版が精査され、環境レビューの質が上がることのメリットも考慮すべきであると考えます。

また、実施主体側ではなく、JBIC が独自に翻訳を行なった場合は、JBIC の環境レビューの根拠となる文書についてJBICとしての説明責任を果たす意義、また、あくまでも「仮訳」として公開することを実施主体側に説明し、当該翻訳版の公開について実施主体側の同意を求めることは可能であると考えます。

2. JBICによるモニタリング確認の結果の公開について

ガイドラインでは、「5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開」において、環境レビュー中だけではなく、「モニタリングにおいて」も「様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する」と規定されていることから、融資決定

後のプロジェクト実施段階においても、環境社会配慮が適切に実施されているか、予期されていなかった環境社会影響が生じていないか等、プロジェクトの進行に伴う状況を継続的に把握できるよう、モニタリングに関する情報が適切に公開されていることが重要です。

今回の改訂案では、「プロジェクト実施者によるモニタリング結果について、プロジェクトの実施国で一般に公開されている範囲内で、本行ウェブサイト上で公開する」とされていますが、この内容では、現地でプロジェクト実施者によるモニタリング結果が公開されていない場合、プロジェクト実施中の環境社会影響の状況について、何も情報が公開されないことになります。したがって、現地でプロジェクト実施者によるモニタリング結果が公開されていない場合でも、最低限JBIC自身のモニタリング確認の結果を日本で公開することが不可欠だと考えます。その際、公開される情報の範囲が非常に限られたものであったとしても、JBIC自身のモニタリング確認について情報を公開することは、モニタリング期間中の透明性を高める観点から貴重な前進だと言えます。

また、第6回コンサルテーション会合(2008年5月19日)の場で、「事業に何か問題が起きても、JBICが働きかけることによって、事態の改善を図っていくことが重要である」旨の発言がJBICからもありましたが、そうしたことを想定されているからこそ、プロジェクト実施中の改善状況について、JBICのモニタリング結果を公開することにより、より一層、JBICとしての説明責任を果たすべきであると考えます。

3.「追加設備投資を伴わない権益取得」をカテゴリ Cの例示から削除することについて

追加設備投資を伴わず、権益のみを取得するプロジェクトであっても、既存設備でのプロジェクト実施に伴い、すでに地元社会に大きな環境社会影響が及んでいる場合、そうした影響、また、今後、その影響に対してどのような措置がとられるかについて軽視すべきではありません。

しかし、ガイドライン上、「追加設備投資を伴わない権益取得」は、「4. 環境社会配慮確認手続き」の「(2) カテゴリ分類」において、「環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト」、つまり、「カテゴリC」に分類される「 通常特段の環境影響が予見されないセクター及びプロジェクト」の例示の一つとして挙げられています。コンサルテーション会合でのJBICの発言によれば、「ガイドラインの運用上は、カテゴリCとして例示されている『追加設備投資を伴わない権益取得』のプロジェクトであっても、環境レビュー時に借入人等から追加情報を求め、一律カテゴリCにしない」とのことでしたが、ガイドラインの文面上は、そのように規定されていないのが現状です。また、実際には、フィリピンの石炭火力発電所のケースで、環境社会影響が地元社会にあるにも関わらず、カテゴリCに分類されていた例もあります。

したがって、「追加設備投資を伴わない権益取得」をカテゴリ C に分類される例示から削除し、ガイドラインの運用と文言との間の整合性を持たせるのが、より適当と考えます。

4.国際的基準等との乖離がある場合の背景・理由等の公開について

ガイドライン改訂案における「3. 環境社会配慮確認にかかる基本的考え方」では、「(4)環境社会配慮の適切性を確認するための基準」について、「環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、(中略)その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する」とあります。現行ガイドラインでは、これ

らの国際基準等は一律ベンチマークとして「参照」されてきましたが、果たしてどのように参照されたのか、また、乖離がある場合の背景・理由等は何であるか、という状況については、 説明の機会はなく、不透明だったのが実状です。

今回の改訂案では、一部の国際基準については、「参照」にとどまらず、「適合」を確認することとされていますが、個別プロジェクトにおいて、これまでと同様、これらの基準等をどのように「適合」あるいは「参照」したのかが明らかにされず、また、乖離がある場合の背景・理由等が説明されなければ、JBIC がガイドラインの文言をどのように実践・運用しているのか、外部からは全くわからない状態が続くことが懸念されます。また、こうした基準等の適合、参照状況について、全く説明がないことから、特に、当該プロジェクトの負の影響を懸念する現地住民や NGO などに対し、不用意な誤解や認識の相違による不信感を与える場合もあると考えます。

従って、国際的基準等との乖離がある場合に確認された背景・理由及び対応策について、環境チェックレポートの結果に記載するなどの形で公開し、明らかにされていくことが重要であると考えます。

5. 改訂案の英語版について

改訂案の原文である和文とその英訳を比較し、以下の 5 点についてコメントさせていただきます。

和文該当ページ	和文該当部	英訳該当部	コメント/提案
P.5.	また、適切と認める場合には、他の国際を主体のには、他の国際が定めた基準、の他の国際では、世界のののでは、他の国際では、他の国際では、他の国際では、他の国際では、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他の	In addition, where appropriate, JBIC also uses, as reference points or benchmarks, examples of standards and/or good practices regarding environmental and social considerations established by other international financial institutions and developed countries such as Japan, or recognized internationally.	「benchmarks」だけではなく、「as reference points」を付記されている理由を教えていただければ幸いです。また、「recognized internationally」など、違和感のある表現が見られるので、以下のような英訳を提案させていただきます。「In addition, when appropriate, standards set by other international finance institutions, other internationally recognized standards, and standards and/or good practices established by developed countries such as Japan, will be referred to as benchmarks by JBIC.」
P.7.	相手国政府等の環境 許認可証明書(2箇所)	(上段) environmental permit certificates issued by the host governments or other appropriate authority (下段) environmental permit certificates issued by the host government	和文に準じ、下段も上段の表記に揃える、もしくは、下段を「environmental permit certificates issued by the host government etc.」とすることを提案させていただきます。
P.8.	補償は、可能な限り再 取得価格に基づき事	Prior compensation, at full replacement cost, must be provided as much as possible.	現在の英訳の場合、解釈によって、「事前の補償は可能な限り行なう」という読

	前に行われなければ ならない。		み方もできます。したがって、以下のような英訳を提案させていただきます。「Compensation must be provided in advance, and the amount of compensation will be based to the greatest degree possible upon full replacement costs.」
P.11.	生態系及び生物相	ecosystem	「ecosystem and biota」とし、後段の新しい項目立て(P.12.「生態系及び生物相」)と整合性を持たせることを提案させていただきます。
P.13.	住民移転計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.12 Annex A に規定される内容が含まれることが望ましい。	I Rank Sateguard Policy (AP) 17	和文に準じ、「OP4.12」と修正すること を提案させていただきます。

(以上)